

平成28年5月13日

各位

会社名 日東工業株式会社  
代表者名 取締役社長 佐々木 拓郎  
(コード 6651 東証・名証第1部)  
問合せ先 広報室長 蔵 辰紀  
(TEL. 0561-64-0112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および役員等の人事については、平成28年4月25日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員等の人事に関するお知らせ」にて開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2)改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3)上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正、現行規定内容等の明確化、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年6月29日

定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月29日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略) (新設)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、12名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規定による。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会<u>規程</u>による。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
---	---

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u>  <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u>  <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算  <u>第34条～第37条 (条文省略)</u></p>	<p><u>2. 前項のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算  <u>第31条～第34条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)  (新設)</p>	<p><u>附 則</u>  <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 前条および本条は、平成38年6月29日をもって削除する。</u></p>